

国民年金のお知らせ

◎国民年金保険料の納付は期限内に

4月分～令和7年3月分の保険料は、月額1万6980円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアなどで納付できます。また、クレジットカードや口座振替でも納付できます。まとめて前払い(前納)すると、保険料が割り引きになります。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金額が減額されますので注意しましょう。

☆詳しくは、立川年金事務所 ☎042-523-0352へ。

◎退職したときは国民年金の手続きを

厚生年金に加入している会社員や公務員などが20～59歳で退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。

退職した方に扶養されていた配

偶者も、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。

退職日の分かる証明書(雇用保険被保険者離職票など)、基礎年金番号の分かるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書)またはマイナンバーカードを持って、市役所年金係または東部出張所で手続きしてください。

◎学生納付特例制度の申請を

学生も20歳になったら国民年金の加入者となり、保険料を納めなければなりません。しかし、収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、納付が猶予される学生納付特例制度があります(要件あり)。

【希望する方は申請を】

学生証または在学証明書と、基礎年金番号の分かるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書)またはマイナンバーカードを持って、市役所年金係または東部出張所で申請

してください。

【引き続き希望する方は】

令和5年度分の納付特例を受けている方が、引き続き6年度分の納付特例を希望する場合も、申請が必要です。日本年金機構から申請のためのはがきが送付された方は、記入し投函すれば申請が完了します。

【遡って申請できます】

申請時点の2年1か月前の月分まで申請できます。ただし、申請が遅れると障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、早めに申請してください。

◎納付が困難な方は相談を

50歳未満の方(学生を除く)で納付が困難な場合、保険料の納付が猶予される制度があります。本人及び配偶者の所得に要件がありますので相談してください。

☆詳しくは、市役所年金係へ。

青少年の善行を表彰 青少年健全育成協力者に感謝状を贈呈

善い行いをした青少年を励まし、青少年の健全育成を推進するため、表彰しました。

また、長年にわたり青少年の健全育成に寄与された方に感謝状を贈りました。

対象者は、下の表のとおりです。

☆詳しくは、子ども政策係へ。

青少年善行表彰(敬称略)	
消防への協力	内田一颯(武蔵野)
青少年の指導	中澤 匠(大神町)
令和4年度は たちのつどい 実行委員	青木裕哉(拝島町)、上田実穂(武蔵野)、 小田切七海(中神町)、木下輝美佳(拝島町)、 富田菜緒(中神町)、中島くるみ(中神町)、 長谷川怜南(中神町)、谷部凱世(拝島町)、 谷部樺音(拝島町)、山口 滯(田中町)
令和5年度は たちのつどい 実行委員	石原英美(大神町)、川瀬 碧(昭和町)、 高尾志優(松原町)、高田英梨紗(中神町)、 野谷ゆめみ(中神町)、長谷川愛奈(郷地町)、 村田海斗(拝島町)、矢野晃太郎(松原町)、 谷部美優(緑町)、若月 愛(東町)
環境美化	昭和高校硬式野球部

青少年健全育成協力者(敬称略)	
末永恵理(昭和町)、石井敦子(昭和町)、青山明夫(田中町)、並木 恵(田中町)、堀田与至子(大神町)、古屋俊人(松原町)	

ブロック塀などの撤去・設置に補助金を支給

倒壊による被害を防ぐため、教育委員会が認定した通学路に面している高さ1.2m以上のブロック塀などを撤去する場合と、その代わりに塀や生け垣などを設置する場合に、費用を補助します。

要件がありますので、工事の前に相談してください。

◇補助額 下の表のとおり

☆詳しくは、住宅係へ。

工事の種類		補助額
撤去	ブロック塀、レンガ塀(高さを60cm以下にする工事を含む)	次のいずれか低い方(限度額12万円) *全長×6000円 *費用の3分の2
	万年塀	次のいずれか低い方(限度額6万円) *全長×3000円 *費用の3分の1
設置	倒壊対策がされたブロック塀、軽量フェンス	次のいずれか低い方(限度額12万円) *全長×6000円 *費用の3分の2
	生け垣	次のいずれか低い方(限度額20万円) *全長×1万円 *費用の3分の2
	木塀(基礎や支柱などを除いた面積の9割以上で国産の木材を使用しているもの)	次のいずれか低い方(限度額118万円) *全長×11万8000円 *全長×(1mあたりの工事費－8万円)

※全長の単位はメートル(小数第二位以下切り捨て)です。